

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2008年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 経済学	研究科	経済学	専攻
指導教員	所属・職名	氏名		
	立教大学経済学部教授	老川 慶喜 印		
自然・人文の別	自然 ・ 人文	個人・共同の別	個人 ・ 共同	1名
研究課題名	商店法制定問題と当時の商業活動の実態について－関係諸団体の動向をめぐって－			
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名		
	経済学研究科・経済学専攻・博士課程後期課程3年	中村 慎一郎 印		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名		
研究期間	2008	年度		
研究経費	200	千円		

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、経営史を中心としながら、従来商業史分野で研究蓄積が多い商工行政や社会政策分野で多かった労働史を検討対象として包含した学際的研究になる予定である。それは、戦後労働基準法の前身にあたる商店法は、その社会政策的性格を帯びた法律でありながら、性質上、極めて当時の商業界、商業従事者に影響を与えたからである。そこで、本研究では、以下の通りに商業活動の実態について検証を進めたい。まず、昭和初期における中小小売商の経営環境について夜間営業のウェイトや取引状況を中心に検討する。次に、中小小売商に対して、卸商がどのように関与したかを検討したい。具体的には、卸商の小売商に対する販売や経営など支援について検討したい。最後に、商店法制定過程において、小売商だけではなく、商工会議所、行政当局等関連諸団体が採った行動について、検証し、各々の団体で商店法がどのような位置づけであったか検討したい。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 商店法 } { 中小小売商問題 } { 商業政策 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本年度の研究成 果は以下のとおりである。

①昭和初期における『大阪市商業調査書』の調査方法 (『立教経済学論叢』第 72 号, 2009 年)

本稿は、経営史学会第 44 回全国大会で発表に対する質問に明確にこたえるべく、執筆したものである。その質問内容とは、発表で使用した資料に関して、その整合性を問うものであった。

本稿の検討対象は、昭和 10 年と昭和 14 年、15 年の「大阪市商業調査書」で、これらの調査主体や調査方法、調査を実施するための根拠法について検討した。

結論としては、調査主体は大阪市役所で変わりはないが、調査方法に若干差異があること、根拠法については、昭和 10 年度は大阪市の規程に依ったことが推測され、昭和 14 年、15 年は資源調査法を根拠法とする商工省令である商業調査規則に依ったものであったことが明らかとなった。ただし、昭和 10 年の調査方法は、先行する「東京市商業調査」や昭和 14 年の臨時国勢調査とも異なっていた。

他方で、これまでのいくつかの「大阪市史」においては、調査方法に差異を指摘しながらも、それをを用いて分析している。したがって、「大阪市商業調査書」が抱える問題点を指摘したうえで、活用することは可能であるとした。

②商店法の商工政策としての位置づけ—商店法制定問題を通して—(経営史学会第 44 回全国大会, 2008 年 10 月 12 日, 於立教大学)

戦前小資本で乱立するいわゆる中小小売商の過小過多が社会問題化した昭和初期において政府は商業組合法や百貨店法などを通じて中小小売商の自発的な経営合理化と保護育成を促す政策を展開した。ところが昭和 10 年から 14, 15 年にかけて零細店舗を中心に減少していることは注目される。すなわち、商業政策がこの時期に転換したことを想定させるが、従来は統制経済の文脈で議論された問題であった。

ところで、社会事業関連法であった商店法(昭和 13 年公布)は、商業従事者保護をその目的としていた。同法の条項のうち第三条で終業時間の規制を挙げておりそれ自体が商業政策的要素を持ちうるものであった。そこで本報告では、商店法制定過程で生じた議論を通じて、中小小売商に与えたインパクトを明らかにすることを目的とした。

それにより昭和初期におけるわが国の商業政策の一樣相を提示し、中小商業政策の文脈に商店法を取り込み、中小小売商問題研究を補完する一助としたかったからである。その対象期間は昭和 6 年から昭和 13 年を中心に設定した。

そして本報告では、従来統制経済として議論されていた同法を商業政策として捉えうることを提示したうえで次の項目について明らかにした。

①商店法の効果としては、午後 9 時—10 時の時間帯に売上が集中するようになり、また商店主もその影響について肯定的にとらえていた。つまり経営改善という終業時間規制請願の目的の一つは達成し得たといえよう。

②商工省は商業組員である中小商業者の育成、中間商人たる卸売業者の整理を目標としていた。しかし、夜間営業に比重の強い小売商に対する保護政策は確認できない。他方、商工省は商店法に一定程度関与した形跡があり、商店法制定後の大阪市内の営業所数減少は暗に意図していたことと推測できる。

③小売商数の減少とともに卸売商数の減少も確認された。卸商の場合減少とともに、資本金 1 万円未満の営業所の割合が減少していることが確認される。厳密な関連性は不明であるが、商店法制定が一つの要因となったと推測する。

以上のことから、商店法は中小小売商の経営改善という合理化、卸売業者及び過小過多に苦しむ中小小売商数を減少させたという配給組織の合理化という 2 つの合理化を勘案すると、商店法が終業時間規制を通じて商業政策的な効果を生じたといえるであろう。

研究成果の概要 つづき

③昭和戦前期における商店街の業種構成とその役割(都市経済史フォーラム第9回研究会, 2009年3月14日, 於東京大学経済学部)

先行研究では、商店街の組織化や商店を起業するその背景に関するものであり、商店街が当時有していた商業機能、つまり商店街及びそこに店舗を構える商店の存在意義について分析されてこなかった。しかし、商店街の当時の商業界における位置付けを考える上では、その分析は重要だと思われる。それは、百貨店が高級路線から大衆化路線へと転換して成長し、産業組合や消費組合は、それぞれの加盟者の利益にこたえるべく拡大したことが先行研究により明確になっているのに対して、中間商人や小売商は社会的になにに貢献し、そして何を消費者から求められていたかを明らかにされていないからである。

つまり、従来の研究では、商店街の組織化や商業組合を通じた企業者活動などが明らかにされてきたが、その商店街の商業機能や業種構成による差異など、商店街の本質にまで触れられてきていないと思われるのである。

函館市の事例では、次のことが明らかになった。当時の函館市の商店圏は7つ存在し、それらは独自の独立した商店圏を確立していたというよりも函館市が都市地域を拡大するにつれて各地域の商店圏を形成していたことが確認された。それを歴史的にみると、中心市街地が、明治期までの大黒町商店圏から大正期以後に十字街商店圏にうつり、昭和9年函館大火による災害とその後の都市計画の影響を受けながら、大門通商店圏に変遷を遂げたことがわかった。昭和戦前期には、市街地が移動するという事例と市郊外に新興商店圏が勃興するという事例が存在していた。

また当時の消費者の購入理由の特徴としては、価格や品質、そして地理的条件が重要視されていたことが分かった。つまり、昭和戦前期の商店街の商業機能というのは、消費者が買い求めやすい立地条件を備えて居ることを前提として、商品条件、つまり品質や価格を重視する日用品の類の商品を提供する役割を担っていたと推測された。